

**「令和 7 年度岡山県市民後見人養成講座（津山会場）実施業務委託」の
参加者の有無を確認する参加意思確認書等の提出に係る公示**

次のとおり、参加意思確認書等の提出を招請します。

令和 7 年 6 月 1 1 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 当該招請の趣旨

本業務については、市民後見人養成講座（津山会場）を実施するため、業務委託により行うものであり、これまで市民後見人養成講座実施業務について多くの実績を有する社会福祉法人津山市社会福祉協議会を契約の相手方とする契約を行う予定としているが、社会福祉法人津山市社会福祉協議会以外で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書等の提出を招請する公募を実施する。

応募の結果、下記「6 応募要件」に掲げる要件を満たすと認められる者がいない場合は、社会福祉法人津山市社会福祉協議会との契約手続きに移行する。

なお、「6 応募要件」に掲げる要件を満たすと認められる者がいた場合にあっては、社会福祉法人津山市社会福祉協議会と当該応募者に対してプロポーザル方式による企画競争による提案書の提出を求めるものである。

2 業務名

令和 7 年度岡山県市民後見人養成講座（津山会場）実施業務

3 業務目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加及び、平成 2 8 年 5 月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の必要性は一層高まってきている。こうした中で、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要がある。そこで、県北部の市町村が市民後見人を確保できる体制を整備・強化する取り組みを援助するため、市民後見人として業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理を習得できる養成講座を実施することを目的とする。

4 業務内容

別添「令和 7 年度岡山県市民後見人養成講座（津山会場）実施要領」のとおりとする。

5 委託期間

委託契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

6 応募要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本事業を円滑に遂行するために必要な技術を有し、必要な人材を確保していること。
- (3) 過去2年間に県との契約がある場合、すべて誠実に履行していること。
- (4) 公共団体の実施する事業を受託し、誠実に履行した実績を有する岡山県内に本店、支店又は営業所、事務所がある団体であること。

7 手続き等

(1) 担当部課

岡山県子ども・福祉部長寿社会課長寿社会企画班

住 所 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電 話 086-226-7326

FAX 086-224-2215

(2) 応募書類の入手方法

令和7年6月11日（水）から令和7年6月26日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に上記（1）の担当部課において配布する。

また、岡山県庁のホームページからダウンロードすることができる。

（配布書類）

- ・業務企画提案説明書
- ・参加意思確認書（様式第1号）
- ・業務企画提案書（様式第2号）

(3) 参加意思確認書の提出期間等

ア 提出期間 令和7年6月11日（水）から令和7年6月26日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 上記（1）に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による（提出期間内に必着のこと）

8 審査基準

(1) 業務企画提案書の提出者を選定するための基準

期限までに提出のあった参加意思確認書を審査し、上記6の応募要件を満たしていること。

(2) 業務企画提案書の審査基準

別途設置する審査委員会において、提出書類及び添付資料により審議を行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出等を求める場合がある。選考基準は以下のとおりで、これにより各公募申請について相対的に評価し、委託先を決定する。

ア 事業内容・方法

- ① 職員配置体制の方針
- ② 円滑な事業実施の方針
 - ・受講者の募集対策
 - ・カリキュラムの内容
 - ・講師の確保対策

イ 他事業との連携体制

ウ 個人情報の取扱の方針

エ 事業の経済性

9 審査結果の通知

審査後、書面により通知する。

10 契約

契約形態は、委託契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と委託契約の協議が整い次第、県との間で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合等特殊な事情がある場合には、委託契約の締結ができないことがある。

11 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期間中に参加意思確認書を提出しない者及び業務企画提案書の提出者として選定しない旨の通知を受けた者は、業務企画提案書を提出することができない。
- (3) 参加意思確認書及び業務企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記7(1)に同じ。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提出された参加意思確認書及び業務企画提案書は、業務企画提案書の提出者の選定及び業務企画提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出期限後における参加意思確認書又は業務企画提案書の差替え及び再提出は、これを認めない。
- (8) 参加意思確認書又は業務企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。

以上公示する。